

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、愛知県（以下「甲」という。）及び救助実施市である名古屋市（以下「乙」という。）が愛知県建築技術研究会（以下「丙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「応急修理」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(応急修理業者名簿の提供)

第3条 丙は、応急修理に係る業務担当者名簿及び丙に加盟する会員（応急修理を行うことができる者に限る。以下「応急修理業者」という。）の名簿を毎年1回甲に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲又は乙は、応急修理の実施にあたっては、被災後速やかに、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を丙に連絡し、協力要請を行うものとする。なお、緊急の場合は電話等によることができる。

2 乙が前項の要請を行う場合は、甲を経由するものとする。

(協 力)

第5条 丙は、前条の要請があったときは、被災後も対応可能な応急修理業者のあっせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力をを行うものとする。

(応急修理)

第6条 応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町村（乙を除く。）の長に委任した場合は、当該市町村。以下この条及び次条において同じ。）又は乙の指示に従い応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る）は、甲が負担するものとする。ただし、乙にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(事前の実施方針)

第8条 甲及び乙は、応急修理の実施に係る事前準備と実施体制に関する方針を作成または改正した場合は、速やかに丙に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の方針を作成または改正するにあたり、お互い協議するものとする。

(連絡調整)

第9条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう乙及び丙との連絡調整を行うものとする。

2 乙及び丙は、連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和2年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成20年3月25日付け「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大村秀章



乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし



丙 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

愛知県建築技術研究会

代表者 会長 水野恒平

